

— 茅ヶ崎市くらし応援商品券 —  
【取扱店舗募集要項】

茅ヶ崎市

令和 8 年 1 月

## 1 目的

住民基本台帳に登録されている全市民を対象に、市内の店舗で使用できる「茅ヶ崎市くらし応援商品券」（以下「商品券」という。）を配布する。本事業は食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るとともに、市内限定で利用できる商品券として、市内事業者への支援につなげることを目的とする。

## 2 概要

事業名称	茅ヶ崎市くらし応援商品券事業
対象者	約 247,000 人（住民基本台帳に登録のある全市民）
発送先	約 110,000 世帯（住民基本台帳に登録のある全世帯）
券種	紙商品券
商品券の額	6,000 円/人（1,000 円券 × 6 枚） ・大企業及び中小企業で使用可能な「共通券」 3 枚 ・中小企業のみで使用可能な「専用券」 3 枚
取扱店舗	約 1,200 店舗（想定）
商品券配布期間	令和 8 年 3 月 16 日（月）から約 2 か月間（予定）
商品券使用期間	令和 8 年 3 月 23 日（月）から 7 月 31 日（金）まで
商品券換金期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から 9 月 30 日（水）まで

## 3 商品券の取扱い・使用可能範囲

### （1）商品券の取扱い

- ・商品券は、商品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能とする
- ・商品券の券面額以下の支払いの場合、釣銭は支払われないものとする
- ・商品券使用時の不足額は現金等で受け取ることとする  
(例：1,500 円の商品について、商品券 1 枚使用して支払う場合、残額の 500 円は現金等で受け取る。)
- ・商品返品の際の返金対応は不可とする
- ・商品券の使用可能店舗（以下「取扱店舗」という。）が独自に商品券の使用対象外となる商品や他割引企画との併用不可、ポイント加算対象外、商品券使用上限額等を定める場合は、あらかじめ商品券使用者が認識できるよう、陳列棚やチラシ等にその旨を明示すること
- ・使用可能期間を過ぎた商品券は受け取らないこと
- ・商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、茅ヶ崎市は責を負わない。
- ・商品券は転売若しくは譲渡又は換金を行ってはならない

### （2）商品券の使用対象にならないもの

- ・出資や債務（例：税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）の支払い

※学習塾やスポーツクラブの月会費の支払いも本項目に該当する。

- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・換金性の高いもの（例：貴金属、有価証券、商品券、切手、印紙等）
- ・事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等
- ・不動産（例：土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）に係る支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・取扱店舗が指定するもの
- ・その他、市長が本事業の趣旨にそぐわないと指定するもの

#### 4 取扱店舗の参加資格・区分

##### （1）取扱店舗の参加資格

市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り、商品券を使用できる事業者とする。ただし、次の者又は店舗等を除く。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を行う者
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者
- ・その他、市長が適当でないと認める者又は店舗

##### （2）取扱店舗の区分

###### ア 大企業

資本金が 5,000 万円超の会社及び資本金が 5,000 万円超の会社を親とする完全子会社若しくはフランチャイズ加盟店又は下記商業施設に所在する店舗。

- ① イオン茅ヶ崎中央ショッピングセンター（茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-5-16）
- ② そよら湘南茅ヶ崎（茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-7-71）
- ③ ラスカ茅ヶ崎（茅ヶ崎市元町 1-1）
- ④ B L i X 茅ヶ崎（茅ヶ崎市新栄町 11-8）

###### イ 中小企業

大企業に該当しない会社又は個人で、資本金が 5,000 万円以下の者。

#### 5 誓約事項

取扱店舗は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- （1）商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金は行わないこと。
- （2）商品券を使用できない商品（3（2）商品券の使用対象にならないもの参照）に

対して、商品券での支払いを受けないこと。

- (3) 商品券使用を拒否しないこと。
- (4) 商品券の再販、再流通はしないこと。
- (5) 商品券の偽造、悪用、濫用はしないこと。
- (6) 偽造防止加工がされていない、色合いが明らかに違うなど、商品券の偽造・不正利用等の疑いがあるときは、速やかに事務局に報告すること。
- (7) 商品券を紛失、毀損した場合、すべて自己責任とすること。
- (8) 商品券の使用可能期間中は、真にやむを得ない事情がない限り、取扱店舗として継続すること。
- (9) 上記事情により取扱店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (10) 商品券の使用に際して、商品券使用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めること。
- (11) 商品券の取扱いに対して市から改善要請等があった場合、それに従うこと。
- (12) 使用可能期間中における商品の販売、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金すること。
- (13) 使用済み商品券の換金手続きについて、スムーズな集計、換金事務を行うための事務に協力すること。
- (14) 取扱店舗であることが明確となるよう、ポスター及びステッカーを商品券使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (15) 申込み内容や商品券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力すること。
- (16) 取扱店舗募集要項を遵守すること。

## 6 商品券の換金

### (1) 換金方法

取扱店舗からの換金請求により、使用済み商品券を換金する。換金方法は、宅配業者等の集荷により、請求書類及び使用済み商品券を月2回回収し、取扱店舗の指定口座に振り込むこととする。

### (2) 換金期間

令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで

### (3) 換金に係る物品

換金に係る物品（請求書類・請求用封筒）は、スターターキットにて配達する。

### (4) 換金に係る郵送料・振込手数料

無料

## 7 申込み方法

- (1) 取扱店舗の登録を希望する者は、「5 誓約事項」に同意のうえ、以下の方法より申込むこと。
- ア 専用ウェブサイト：サイト内の電子申請フォームから申請
- イ ファクシミリ：「取扱店舗登録申込書」に記載の上、提出
- ウ 郵送：「取扱店舗登録申込書」に記載の上、提出
- (2) 複数店舗を経営する事業者については、原則、店舗毎に申込むこと。ただし、その複数店舗の申込者情報・振込先金融機関が同一となる場合など、市より事業者単位で申込みも可能と認められた場合はその限りではない。
- (3) 取扱店舗の登録料：無料
- (4) 申込み期間
- ア 一次募集：令和8年2月2日（月）から3月4日（水）まで
- イ 二次募集：令和8年3月5日（木）から7月31日（金）まで

## 8 取扱店舗の審査・登録・取消し

登録申込みのあった事業者は、事務局より登録の可否や大企業、中小企業の区分などの審査を経て、取扱店舗として登録する。ただし、登録後であっても、募集要項に違反する行為、申込み内容に虚偽、不備等があった場合などが認められた場合は、事務局はその取扱店舗の換金の拒否、取扱店舗登録の取消しを行うことがある。また、その違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

## 9 スターターキットの送付

- (1) 送付内容

物品名	数量	備考
取扱店舗用マニュアル	1部	商品の取扱い、換金、周知などの方法をより詳細に記載する予定。
ポスター	1枚	店頭掲示用
ステッカー	1枚	店頭掲示用
換金請求書類（換金伝票等）	10枚	換金に係る必要物品
換金請求用封筒	10枚	換金に係る必要物品

- (2) 送付時期

一次募集で登録申込みのあった店舗には、3月16日（月）までに送付し、二次募集で登録申込みのあった店舗は準備でき次第、随時送付する。

- (3) スターターキットの破棄

商品券使用者の混乱を避けるため、商品券使用期間終了（令和8年7月31日（金））後は、速やかにポスター・ステッカーの掲示を撤去すること。また、期間終了後は各店

舗で責任をもって破棄すること。

## 10 その他

- ・取扱店舗の情報は、商品券使用者向けの広報物や専用ウェブサイト等に掲載する。
- ・募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定する。
- ・本事業用にデザインされた商品券の肖像使用を含む広報物の作成・掲出等については事前に承認が必要となる。
- ・国及び市の方針変更などにより、実施内容が変更される可能性がある。

【茅ヶ崎市くらし応援商品券事務局】

茅ヶ崎市くらし応援商品券コールセンター

電 話：0120-641-433

開設期間：令和8年2月2日(月)～9月30日(水) ※ 土日祝除く

受付時間：9：00～17：30